

一律10万円の

特別定額給付金 申請方法は

給付対象者

基準日(2020年4月27日)時点で、住民基本台帳に記載されている人

申請者

給付対象者の属する世帯の世帯主

手続き期限

郵送受け付け開始から3カ月以内(市区町村により申請受付開始時期が異なります)

オンライン

パソコンから

スマートフォン(スマホ)から

必要なもの

パソコン+ICカードリーダーライター

マイナンバーカード
読み取り対応のスマホ



●申請者(世帯主)のマイナンバーカード ●マイナンバーカード受け取り時に設定した暗証番号 ●振込先口座の確認書類(画像) ●「マイナポータルAP」のインストール

「マイナポータル」のトップ画面から、「申請はこちら」をクリックし、「ぴったりサービス」から申請をスタート

マイナポータルAPをインストール



「動作環境チェックはこちら」から、マイナポータルAPがインストールされているか確認してください

アプリを開き「ぴったりサービス」から申請をスタート

- ①お住まいの市区町村を選択
- ②特別定額給付金の申請を選択
- ③対応機種やブラウザなど、動作環境をチェック
- ④電話番号、住所、振込先口座など必要事項を入力
- ⑤振込先口座の確認書類(画像)をアップロード

「電子署名を付与する」から、マイナンバーカードを読み取る

ICカードリーダーライターをPCに接続し、マイナンバーカードを差し込む



署名用電子証明書の暗証番号を入力

署名用電子証明書の暗証番号を入力し、カードを読み取る

読み取り方法

Android端末をカードの中央にぴったりと当てます。読み取り方法が異なる端末もあります



端末の読み取り位置はこちら

iPhoneの上部をカードの中央にぴったりと当て、読み取り開始ボタンを押します



郵送

世帯主宛てに郵送された申請書
振込先口座の確認書類
本人確認書類

申請書に電話番号、住所、振込先口座などを記入

- ①申請書
- ②振込先口座の確認書類
- ③本人確認書類の3点を
住民票所在の市区町村へ郵送

口座がない人は必要書類を持参し市区町村窓口へ。
窓口で給付されます

申請完了

給付対象者1人につき10万円が指定の金融機関口座に振り込まれます

特別定額給付金コールセンター

0120-260020

受付時間

午前9時～午後6時半
(平日、休日問わず)



ご注意ください!

申請書が郵送で届く前に、特別給付金に関する連絡(電話、メール、直接訪問など)があった場合は詐欺の恐れがあります

給付の対象者は、外国人を含め4月27日時点で住民基本台帳に記載されている全ての人です。所得制限はありません。手続きの期限は各市区町村で異なり、郵送受け付けの開始から3カ月以内です。給付金の申請には郵送かオンラインの二つの方式があります。

郵送の場合は、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、口座の確認書類と本人の確認ができる運転免許証などの写しと共に市区町村へ返送します。

世帯主がマイナンバーカードを持っていない場合は、オンラインでの申請が可能です。カードを持っていない家族がいても全員分の申請ができます。マイナンバーカードの読み取り機能付きのスマートフォン(スマホ)か、ICカードリーダーライターをつないだパソコンから手続きができます。

スマホからは、専用アプリ「マイナポータルAP」をインストールし申請します。パソコンからは、「マイナポータル」のサイトを使って申請します。オンラインの場合、口座情報や確認できる通帳など画像のアップロードが必要です。

金融機関の口座を持っていない人は必要書類を持参し市区町村の窓口へ行けば給付されます。